



基本計画 第2章

人も自然も環境も 元気で
安心できるまち

1 環境・景観保全

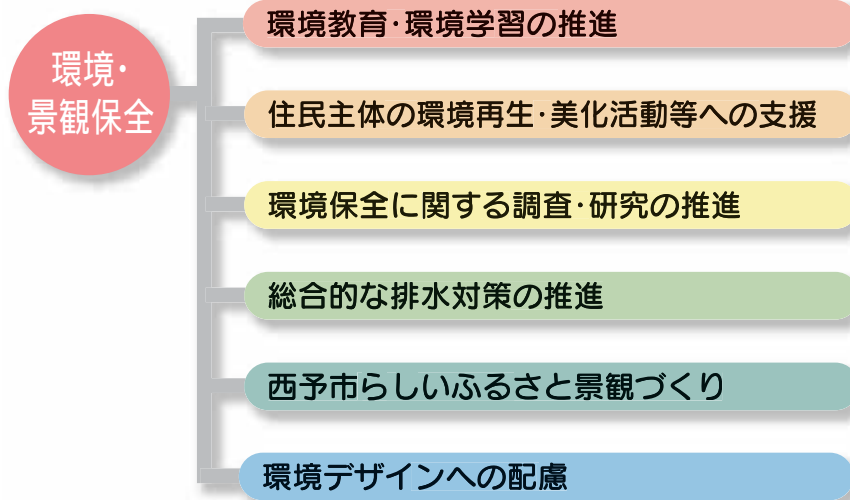
現状と課題

本市では、宇和海の水質保全を目的とした「沿岸域の環境保全に関する条例」や、肱川流域の河川・ダム湖の水質保全を目的とした「肱川清流保全条例」が制定されています。これらの条例の理念を実現していくためには、公共用水域の汚濁の原因となっている生活排水や事業所排水の浄化に努めることが必要であり、市民の意識の高揚を図るとともに、下水道等の施設整備をより一層推進していくことが求められます。

一方、本市の変化に富んだ海岸線や内陸部の盆地に広がる農地や丘陵山地など、豊かで美しい地域の景観は、人々の暮らしを育み、まちの魅力を高める貴重な資源となっています。また、江戸後期から明治にかけての伝統的建造物が数多く現存し、歴史的な町並みを形成して往時の繁栄の面影を残しています。これら地域固有の自然や歴史に配慮し、機能性・合理性重視のまちづくりから、愛着と誇りが持てる快適性重視のまちづくりへと、住民意識の変化にも対応しつつ、長期計画に基づいた景観整備に積極的に取り組んでいく必要があります。



計画の体系



計画の内容

(1) 環境教育・環境学習の推進

市民の環境保全意識の高揚を図るため、啓発・P R活動の推進はもとより、学校教育、生涯学習の場などあらゆる機会を通して、環境保全に関する啓発活動や環境教育・環境学習を推進します。

(2) 住民主体の環境再生・美化活動等への支援

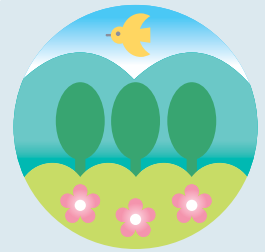
地域における緑化・美化運動はもとより、水質浄化運動やリサイクル運動、省資源・省エネルギー運動、アイドリングストップ運動、マイバック運動など、住民の主体的な環境再生・美化活動を支援するとともに、実践的な活動を展開する団体やグループ等の育成・活動の支援に努めます。

(3) 環境保全に関する調査・研究の推進

水質の調査をはじめ定期的な環境調査の実施など、環境監視・公害監視体制の強化や、環境微生物による水質改善などの調査・研究活動を推進するとともに、環境基本計画の策定、ISO14001の取得、環境負荷の少ない新エネルギーの導入等についても調査・検討を進め、実施できるところから実現化を図ります。

(4) 総合的な排水対策の推進

公共下水道・集落排水・合併処理浄化槽設置整備事業など地域に合った手法を活用して、総合的な排水対策を進め、水質の浄化を図ります。



リサイクル

【recycle】
資源の有効利用、環境汚染防止のために、廃物を原料として再生し利用すること。

アイドリングストップ運動

自動車を駐(停)車させている時の、不要なエンジンのかけっぱなしをできる限りやめようという運動。

マイバック運動

商品を買う時にビニール袋をもらわないで、自分で持ってきた袋に商品をいれて帰ること。

環境基本計画

環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るために作成する市町村計画。

ISO14001

国際標準化機構(ISO、International Organization for Standardization)が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格のことで、組織の活動によって生じる環境への負荷を常に低減するよう配慮・改善するための「組織的なしくみ」のことをいう。

(5) 西予市らしいふるさと景観づくり

特徴ある景観づくりを誘導するため、景観保全意識高揚活動の推進、景観保全地区の選定、景観条例制定の検討をはじめ、総合的な景観づくりを検討する「ふるさと景観づくり審議会(仮称)」の設置等に努めます。

(6) 環境デザイン への配慮

市内の標識・表示板等について、景観に合うデザインへの統一を進めます。



- 環境教育・環境学習の推進
- 環境調査・研究活動の推進
- 景観形成・保全活動の推進



2 廃棄物処理、墓地・火葬場

現状と課題

本市におけるごみ処理は、可燃ごみについては八幡浜南環境センターと野村クリーンセンターで処理を行っていますが、搬入制限があることや施設の耐用年数の問題を抱えています。

資源ごみについては、西部衛生センター外3施設で処理していますが、施設の老朽化や再資源化品目に限りがあり、ごみの減量化に支障をきたしています。

し尿処理については、東部衛生センター外1施設で処理していますが、耐用年数が経過し処理能力にも限界がきています。

墓地については、宇和地区・三瓶地区には市営墓地がありますが、他の地区にはなく、宗教法人等の墓地となっています。

火葬場については、野村浄香苑外3施設ありますが、一部の施設において耐用年数が経過しており、修繕や施設の更新が必要な状態となっています。

今後、広域化に対応できる施設のあり方を慎重に検討しながら、整備対策を考えていく必要があります。

環境デザイン

私達をとりまく多様な環境を対象として人間活動と環境条件との相互依存的な関係に対応したデザイン。ランドスケープ(景観)、社会基盤、建築、インテリアなどを総合的にデザインするもので、対象は、家具や住宅などの小空間から、街路や広場・公園などの都市景観をはじめ、山野の自然景観まで含まれる。

ごみ処理の状況（平成16年度）

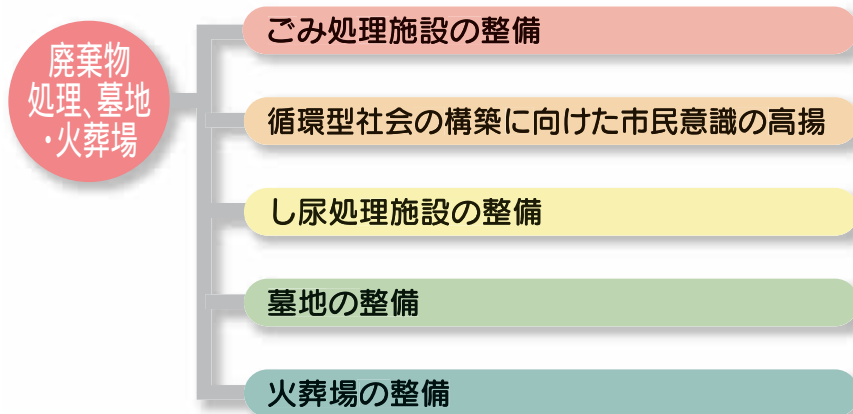
（単位：人、t）

	処理計画人口	処理人口	年間総排出量	1人当たりの排出量	ごみ年間総収集量	焼却処理量	埋立処理量	資源化
明浜地区	4,529	4,529	1,206	0.27	1,206	811	259	225
宇和地区	18,099	18,099	4,935	0.27	4,935	2,956	1,101	1,201
野村地区	15,376	10,675	3,638	0.24	3,275	2,146	543	696
城川地区		2,310					19	162
三瓶地区	8,892	8,892	2,791	0.31	2,791	1,819	561	610
合計	46,896	44,505	12,570	0.27	12,207	7,732	2,483	2,894

資料：一般廃棄物処理事業実態調査。



計画の体系



計画の内容

（１）ごみ処理施設の整備

ごみ処理広域化計画を検討する協議会において早急に具体化に向けた協議を行い、ごみ処理広域化の動向を見極めながら、焼却施設、資源化施設（リサイクルセンター）、最終処分場などの施設整備を進めます。

（２）循環型社会の構築に向けた市民意識の高揚

地球環境に配慮した循環型社会の構築に向けて、環境委員の設置（345名）や、学校・家庭・職場・地域などで環境教育を推進し、市民・企業・行政が一体となって総合的な省資源・リサイクル活動を推進し、市民の意識の高揚を図ります。

循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。

リサイクル

〔recycle〕
資源の有効利用、環境汚染防止のために、廃物を原料として再生し利用すること。

(3) し尿処理施設の整備

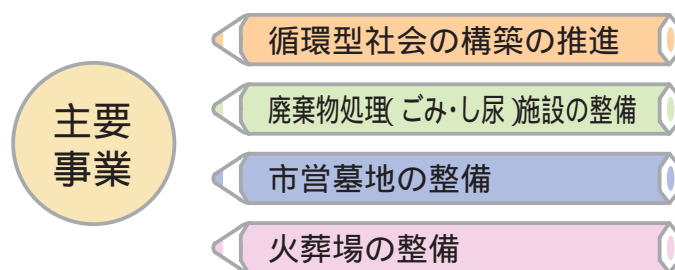
公共下水道事業等との整合性に留意しながら、耐用年数の経過した施設の更新あるいは集約整備を図り、適正なし尿処理を推進します。

(4) 墓地の整備

市営墓地建設については、市民の要望を把握し整備を図ります。

(5) 火葬場の整備

老朽化した施設については、施設の更新を計画し、他の施設については定期的な施設の修繕等、適正な維持管理を行うなど施設整備に努めます。



3 消防・防災・救急

現状と課題

本市消防団は、5地区の消防団をそれぞれ方面隊として位置づけ、1本部5方面隊で組織しています。少子高齢化の影響により、消防団員の確保が困難となっている地域や、居住地と勤務地が異なるサラリーマン団員が多く、災害に対する初動体制に問題を残す地域もあります。これらの問題を解消するためには、各方面隊間の協力体制、常備消防や自主防災組織との協力体制を強化することが必要です。

常備消防については、市内全域において、災害・救急に速やかに対応できるような体制の整備を図ることが求められています。また、明浜地区、城川地区の救急出張所の体制を強化するとともに、消防広域再編を模索していくことも必要になっています。

さらに、災害対策の基本である「地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成、防災行政無線等の情報連絡網の整備などに取り組み、大規模災害に対応できる防災体制の確立が急務です。

初動体制

対策本部の設置等の組織的な体制が整うまでの限られた人員で行う業務態勢とし、業務内容としては被害調査、緊急措置、人員配置、給水確保等。

常備消防

市町村にある、いわゆる消防署やその出張所のこと、専任の職員が勤務している。

自主防災組織

自発的に自分の町、自分たちの隣人を守り合うための組織。

消防団員数（平成17年4月2日現在）

（単位：人）

方面隊	階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	条例定数
団本部		1	5	-	-	-	-	-	6	6
明 浜			2	5	5	13	61	196	282	284
宇 和			1	6	6	19	78	359	469	472
野 村			2	6	12	24	81	338	463	464
城 川			2	4	8	14	41	231	300	353
三 瓶			3	5	5	16	66	212	307	316
合計		1	15	26	36	86	327	1,336	1,827	1,895

資料：消防本部調。

消防職員(吏員)数（平成17年4月2日現在）

（単位：人）

階級	司令長	司 令	司令補	士 長	副士長	消防士	計	条例定数
職員数	1	3	9	22	10	11	56	64

資料：消防本部調。

火災発生件数等の状況

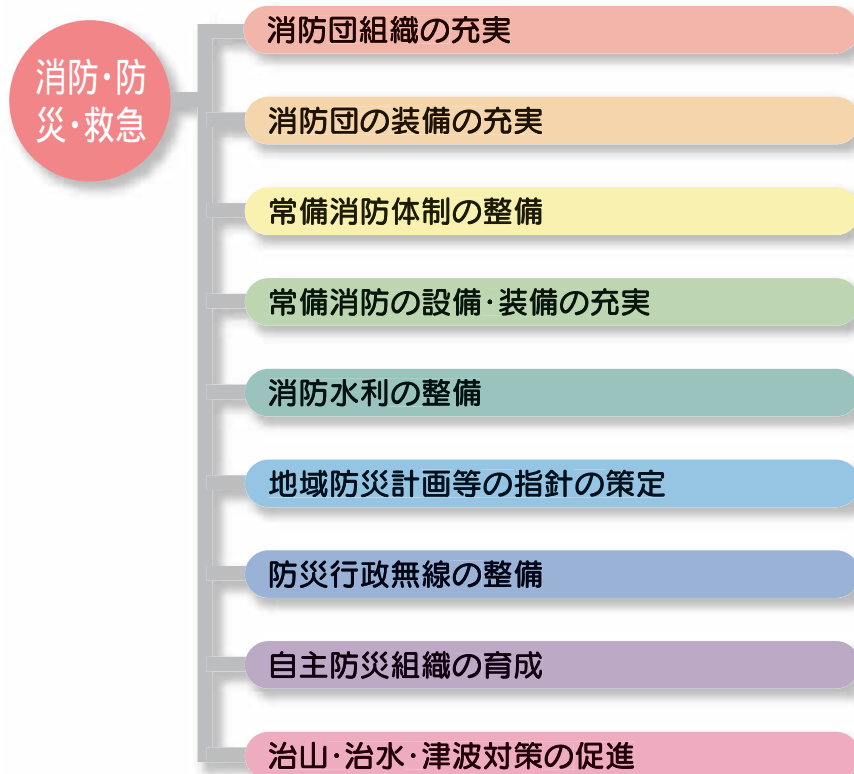
（単位：件、世帯、人）

		火災発生件数				罹災 世帯数	死傷者数		救急 出動 件数
		建物	林野	その他			死亡者	負傷者	
明浜地区	平成13年	2	2			2			159
	平成14年	2	1	-	1	2	-	-	183
	平成15年	2	1		1	-	-		204
	平成16年					-	-		238
宇和地区	平成13年	15	9		6	6		2	728
	平成14年	7	3	1	3	3	1	-	636
	平成15年	10	9		1	8		3	692
	平成16年	12	8	3	1	7	1	1	780
野村地区	平成13年	3	1	1	1	-	-		390
	平成14年	4	1		3		1		457
	平成15年	7	5	1	1	4	-	-	428
	平成16年	1	1			1			429
城川地区	平成13年	2	1		1	1			139
	平成14年	3	2		1	1	1	2	114
	平成15年	1	1			1	1		133
	平成16年	4	1	1	2	-	-	-	127
三瓶地区	平成13年	5	2	1	2	1			237
	平成14年	9	6	1	2	10		1	282
	平成15年	6	2	2	2	-	-		279
	平成16年	2	2			2			287
合計	平成13年	27	15	2	10	10	-	2	1,653
	平成14年	25	13	2	10	16	3	3	1,672
	平成15年	26	18	3	5	13	1	3	1,736
	平成16年	19	12	4	3	10	1	1	1,856

資料：消防本部調。



計画の体系



計画の内容

(1) 消防団組織の充実

各方面隊間の交流活動や合同訓練などにより、団員相互の交流を深め、魅力ある消防団づくりを進め、市職員や郵便局員、農協職員など地域に密着した職員が勤務地において活動することができるよう、分団間、方面隊間にまたがる災害活動協力体制を確立させ、初動体制の強化を図ります。

(2) 消防団の装備の充実

消防自動車やポンプ等の機械器具、消防詰所等の施設については、中長期整備計画に基づき、方面隊によって消防装備に偏りがおこらないよう、市域全体のバランスに考慮しながら更新を進めます。

初動体制

対策本部の設置等の組織的な体制が整うまでの限られた人員で行う業務態勢とし、業務内容としては被害調査、緊急措置、人員配置、給水確保等。

(3) 常備消防 体制の整備

常備消防体制の総合強化のため、三瓶地区消防・救急の本部統括の条件整備に努めるとともに、「防災力の強化」を目的とした新たな消防広域再編についても研究します。

また、明浜地区、城川地区の救急出張所は平日昼間のみの運用であるため、救急需要を勘案して、人員・組織・設備の整備を進めます。

(4) 常備消防の設備・装備の充実

電波法関係基準の一部改正により、消防救急無線は、平成28年までにデジタル化に移行しなければなりません。これには多額の費用を要するため、他消防本部との共用化等広域的な利用方法を視野に入れて検討を進めます。

また、通信緊急指令装置の更新にあたっては、現在2箇所を受信する方法から一元化受信にする方法等へと、より効率的な運用ができるよう整備を進めます。

(5) 消防水利の整備

地域によっては、上水道設備が不十分なところもあるため、防火水槽、消火栓、消防道路などを総合的に勘案して消防水利の整備を進めます。

(6) 地域防災計画等の指針の策定

「災害に強いまち」を目指し、地域防災計画を実情に即して適宜見直すとともに、ハザードマップや初動マニュアル等の整備を図り、これらの住民への周知や教育訓練を進め、災害対応力の向上を図ります。

(7) 防災行政無線の整備

5地区それぞれ異なる周波数の電波を使った防災行政無線は、デジタル化も視野に入れて共通波に統一する検討を行うとともに、有事の際の住民への周知手段として有効な個別受信機の全戸設置については、新庁舎建設にあわせて検討します。

(8) 自主防災組織の育成

「自分たちのまちは自分たちで守る」を合い言葉に、集落単位での自主防災組織づくりを推進します。また、自主防災組織活動育成事業等により、必要な資機材整備を支援します。



常備消防

市町村にある、いわゆる消防署やその出張所のこと、専任の職員が勤務している。

デジタル化

紙・マイクロフィルム情報（文書・帳票・図面）・写真などのアナログデータをデジタル信号に変換して記録すること。

ハザードマップ

過去の災害記録や科学的な研究、実地調査などを元に危険な場所や避難経路を地図上に表したもの。防災マップ、災害予測図、危険区域予測図と呼ばれることもある。

初動マニュアル

災害時に最初におこなう行動の手引き。

自主防災組織

自発的に自分の町、自分たちの隣人を守り合うための組織。

(9) 治山・治水・津波対策の促進

関係機関と連携し、河川の改修や急傾斜地の崩壊防止、海岸保全施設の整備など、治山・治水・津波対策を促進します。

主要事業

消防団の活性化

常備消防体制の強化

大規模災害対策の推進

自主防災組織の育成



4 交通安全・防犯

現状と課題

本市における交通事故の状況をみると、高速道路の延伸により宇和地区内における国道56号の渋滞はやや緩和され、重大事故の件数は少ないものの、未だ追突事故等が多発し、多くの負傷者が出ています。

また、高齢化社会を反映して、高齢者の運転免許人口は増加傾向にあり、高齢者への交通安全対策が必要となっています。

さらに、高速道路の延伸に伴い、車の高速化等により、追突事故から衝突事故への事故形態の変化や、それらが相互に影響して発生する重大事故の増加が懸念され、交通事故を防ぐための早急な対応が求められます。

一方、国内の治安情勢が悪化の一途をたどる中、本市においても、高齢者等をねらった犯罪が増加の兆しを見せているほか、高速道路の延伸、情報通信網の拡大等による広域的な犯罪被害の増加が懸念されています。

このような中、警察組織の再編により市内管区の統一がなされ、防犯協会、交通安全協会が統合を行い、より一体的な対応が可能となりましたが、今後、関係団体との連携をより一層強化して、犯罪や交通事故の状況変化に応じた体制づくりを全市一体となって整備することが求められます。

交通事故発生件数等の状況

(単位：件、人)

		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
明浜地区	事故件数	14	6	7	7
	死亡者数	-	-	-	-
	負傷者数	15	8	8	8
宇和地区	事故件数	188	173	121	114
	死亡者数	8	4	1	1
	負傷者数	247	246	172	155
野村地区	事故件数	48	37	48	29
	死亡者数	1	3	-	1
	負傷者数	56	38	61	37
城川地区	事故件数	17	20	17	16
	死亡者数	-	-	-	-
	負傷者数	20	24	25	21
三瓶地区	事故件数	16	22	18	22
	死亡者数	-	-	-	-
	負傷者数	17	27	23	22
合計	事故件数	283	258	211	188
	死亡者数	9	7	1	2
	負傷者数	355	343	289	243

資料：愛媛県警察本部調。



計画の体系

交通安全
・防犯

交通弱者に配慮した安心な交通環境の整備

高齢者や若年者への運転指導の強化

交通安全に関する指導者の養成

交通安全施設の整備

防犯対策の推進

計画の内容

(1)交通弱者に配慮した安心な交通環境の整備

交通環境におけるバリアフリー 化の推進、交通弱者に配慮した運転や通行の啓発など、高齢者や子ども、障害者などの交通弱者が安心して通行できる環境の整備に努めます。

(2)高齢者や若年者への運転指導の強化

判断力や運動能力が鈍る高齢運転者や、経験の浅い若年運転者に対して、より実践的な指導に努めます。

(3)交通安全に関する指導者の養成

市民の中から指導者を養成するとともに、自治会内や老人クラブ内での交通安全推進体制の整備など、地域から起こす交通安全運動を促進します。

(4)交通安全施設の整備

広大な市内の交通網に対応するため、交通体系や交通情勢の変化に応じた、より効果的な交通安全施設の整備を進めます。また、交通弱者の意見を取り入れた「ヒヤリ・ハット・マップ」を作成するなど、危険箇所の把握に努めます。

(5)防犯対策の推進

防犯協会と警察との一層の連携を図りながら、防犯活動の強化を図ります。また、より効果的な防犯灯設置が進められるよう、維持・設置にかかる補助制度の継続を図ります。

主要事業

安全・安心な交通環境の整備

交通安全教育の強化

指導者の育成

防犯対策の推進

バリアフリー

【barrier free】(「障壁のない」の意)
建築設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮すること。

ヒヤリ・ハット・マップ

「道を歩いていて思わずヒヤッとした」、「車を運転していてハッとした」といった、交通危険箇所を集めた地図。



5 地域福祉

現状と課題

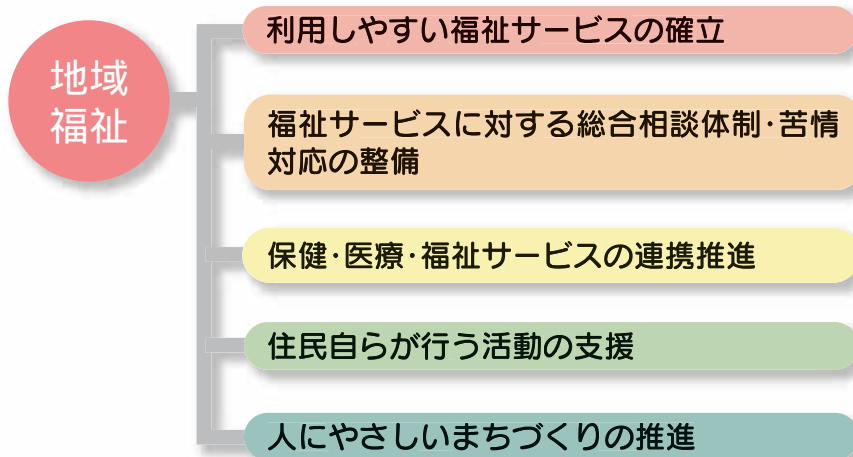
過疎化の進む中、単独世帯やひとり親家庭の増加など家族のあり方に変化がみられ、地域社会においては共同体としての意識や支え合いの機能が希薄になっています。

また、虐待や引きこもり、リストラに伴う生活の不安など、さまざまな新しい社会問題が顕在化しています。

家族や地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民一人ひとりの多様なニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、必要な時、必要な人に質の高いサービスを提供できるシステムの構築が課題となっています。

そのため、行政の取り組みに加えて、市民自らが積極的に福祉に関わり、地域やNPO 団体などの主体的な参加を得ながら、保健・医療・福祉のネットワークづくりを進める必要があります。また、人にやさしいまちづくりのために、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの啓発など、福祉の環境づくりを図る必要があります。

計画の体系



リストラ

【restructuring】

構造を改革すること。特に、企業が不採算部門を切り捨て、将来有望な部門へ進出するなど、事業内容を変えること。企業再構築。

ニーズ

【needs】

必要、要求、需要。

NPO(民間非営利組織)

「Non-Profit Organization」の略。「非営利団体」「非営利組織」と訳される。

政府や自治体も「非営利組織」と考えられるため、行政機関ではないということを明確にするために「民間非営利団体」と訳することもある。元々は米国で非営利団体全体を指す言葉として使われていた。日本では市民活動団体やボランティア団体を指す場合に用いられることが多いが、一般的に、利益を追求しない団体の総称になる。

ノーマライゼーション

【normalization】(「正常化」の意)

社会において、障害者や高齢者等を特別な存在として見るのではなく、健常者とともにノーマル(普通)な生活を送ることのできる社会こそ普通の社会であるという考え方。社会福祉の基本理念として国際的に定着している。

ユニバーサルデザイン

【Universal Design】

年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能できるようにデザインすること。

計画の内容

(1) 利用しやすい福祉サービスの確立

市民が安心してサービスを利用できるよう、福祉人材の育成・確保に努め、ケアマネジメントによる具体的な支援を提供し、福祉サービスの適切な利用の促進を図ります。

また、事業者間のネットワーク体制の整備と参入促進を図り、第三者機関によるサービス評価システムの構築等により、民間事業者も含めたサービスの質の確保に努めます。

(2) 福祉サービスに対する総合相談体制・苦情対応の整備

市民が総合的に福祉サービスの相談ができ、安心して福祉サービスを利用できるよう、総合相談や苦情処理の窓口の整備を推進します。

(3) 保健・医療・福祉サービスの連携推進

地域ケア会議など、保健・医療・福祉の各分野にわたる総合的な連携会議を開催し、ネットワーク強化を図ります。

(4) 住民自らが行う活動の支援

社会福祉協議会を活動の拠点とするボランティアやNPO 団体の育成や活性化、交流への支援に努めます。また、地域の人々が互いに助け合い、支え合う地域づくりのため、住民自らが作り出す思いやりあふれる活動を支援します。

(5) 人にやさしいまちづくりの推進

生涯学習等を通して、福祉意識の高揚を図り実践活動につなげる環境づくりを進めます。また、障害の有無や年齢、性別などにかかわらず誰にでも柔軟に利用できる、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

ケアマネジメント

対象者の社会生活上でのニーズを充足させるため、適切な社会資源と結びつける手続きの総体。

ボランティア

〔volunteer〕
自発的に事業に参加する人。特に、社会事業活動に無報酬で参加する人。篤志奉仕家。

NPO(民間非営利組織)

「Non-Profit Organization」の略。「非営利団体」「非営利組織」と訳される。政府や自治体も「非営利組織」と考えられるため、行政機関ではないということを明確にするために「民間非営利団体」と訳すこともある。元々は米国で非営利団体全体を指す言葉として使われていた。日本では市民活動団体やボランティア団体を指す場合に用いられることが多いが、一般的に、利益を追求しない団体の総称になる。

ユニバーサルデザイン

〔Universal Design〕
年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

主要事業

利用しやすい福祉サービス体制の確立

保健・医療・福祉の施策と活動の連携強化

福祉コミュニティの確立



6 高齢者福祉

現状と課題

本市の高齢化率は、平成17年4月現在33.3%に達しており、愛媛県や全国平均をそれぞれ約9～14ポイント上回る本格的な高齢社会を迎えています。

また、高齢化の進行に比例してひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯が年々増加し、介護認定者も大きく増加しています。

高齢者の介護方法については施設介護（特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床等）と在宅介護（グループホームも含む）の2通りの選択肢があり、介護保険等各種サービスが利用されていますが、介護者にとっては経済的・肉体的・精神的負担が大きく、今後は、市全体で考える「地域ぐるみ」での、介護予防を含めた高齢化対策が重要な課題となっています。

介護予防事業を含む各種高齢者福祉サービスについては、地区によってシステムや事業内容に一部差異があるため、利用料金を含めサービス事業全体の統一を図り、高齢者福祉体制の基盤強化に取り組む必要があります。



老人保健施設

老人病院と特別養護老人ホームとの中間施設で、病院で入院治療をする必要はないが、医学的管理の下で看護、介護サービス、日常生活訓練サービスを必要とする高齢者が利用するための施設。

療養型病床

一般病棟よりも長期に療養を要するが、ゆっくり療養することを目的とした病床。

グループホーム

【group home】
高齢者などが援助を受けながら共同生活を営む施設。



要介護認定者の状況（平成17年6月現在）

（単位：人、％）

		要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計(A)	65歳以上 高齢者数 (B)	(A) / (B)
明浜地区	第1号 被保険者	76	84	41	32	39	60	332	1,816	18.28
	第2号 被保険者	1	2	1	-	-	2	6	-	-
	計	77	86	42	32	39	62	338	-	-
宇和地区	第1号 被保険者	186	240	85	100	124	114	849	5,151	16.48
	第2号 被保険者	1	3	3	3	3	8	21	-	-
	計	187	243	88	103	127	122	870	-	-
野村地区	第1号 被保険者	129	132	54	73	72	88	548	3,736	14.67
	第2号 被保険者	4	6	2	1	1	1	15	-	-
	計	133	138	56	74	73	89	563	-	-
城川地区	第1号 被保険者	75	75	29	30	39	49	297	1,864	15.93
	第2号 被保険者	1	3	-	1	1	-	6	-	-
	計	76	78	29	31	40	49	303	-	-
三瓶地区	第1号 被保険者	83	116	54	51	41	61	406	2,946	13.78
	第2号 被保険者	2	7	1	5	-	4	19	-	-
	計	85	123	55	56	41	65	425	-	-
合計	第1号 被保険者	549	647	263	286	315	372	2,432	15,513	15.68
	第2号 被保険者	9	21	7	10	5	15	67	-	-
	計	558	668	270	296	320	387	2,499	-	-

資料：介護保険事業状況報告。

注1：第1号被保険者とは65歳以上の方。

注2：第2号被保険者とは40歳以上65歳未満の方。

計画の体系

高齢者
福祉

高齢者の生きがいをサポートする行政サービスの推進

地域ぐるみでの高齢者福祉の基盤強化

ひとり暮らし等の高齢者に対する災害時の支援体制の確立

介護予防の支援

高齢者福祉サービスの指導監視体制の確立

地域ケア体制の確保

計画の内容



(1) 高齢者の生きがいをサポートする行政サービスの推進

高齢者がいきいきと元気で暮らせるよう、シルバー人材センターへの参加、ボランティア活動の支援など、高齢者の社会参加活動をサポートする各種行政サービスを計画・推進します。

(2) 地域ぐるみでの高齢者福祉の基盤強化

介護を必要とする高齢者の施設介護には限界があり、在宅での介護の重要性が叫ばれる中、行政が主体となり、前もって地域全体でサービスの提供ができる基盤整備(受け皿づくり)から取り組みます。

(3) ひとり暮らし等の高齢者に対する災害時の支援体制の確立

緊急通報体制等整備事業(緊急通報システム)を推進し、見守りネットワーク事業を市全体での事業として実施できるよう、関係機関との連携を密にし、災害時におけるひとり暮らし等の高齢者(要援護者)に対する迅速かつ適切な支援体制の確立に努めます。

(4) 介護予防の支援

介護者の経済的・肉体的・精神的負担の軽減を図るためにも、高齢者が要介護状態に陥らないように、行政・住民・地域の連絡・連携を密にし、介護予防の支援に努めます。また、介護予防事業については、地区ごとの事業内容の精選と見直しによってメニューの統一を図り、適正なサービス水準の確保と、バランスのとれた介護予防事業を推進します。

(5) 高齢者福祉サービスの指導監視体制の確立

高齢者が安心して各種高齢者福祉サービスを利用できるよう、指導監視や苦情処理体制を確立し、サービスの質の向上に努めます。

(6) 地域ケア体制の確保

介護予防の観点から、高齢者の居住環境の改善を含め、保健・医療・福祉・生涯学習など総合的に高齢者の生活をサポート・ケアする地域ケア体制の強化に努めます。

ボランティア

【volunteer】

自発的に事業に参加する人。特に、社会事業活動に無報酬で参加する人。篤志奉仕家。

主要
事業

高齢者の社会参加サポートの推進

在宅福祉サービス(介護予防事業を含む)の拡充

地域生活支援体制の整備



7 保健・医療

現状と課題

本市では、生活習慣病の増加や要介護状態になる人の増加、医療費の増大などが憂慮されています。

特に医療費は老人医療費を中心に増え続けており、医療費の適正化に向けた保健事業の充実・強化が不可欠です。今後は医療費分析を進め、保健事業との連携を図りながら、“発症させない、長引かせない”の視点に立ち、健康づくり運動を進める必要があります。

国においては、平成12年3月に2010年(平成22年)までの長期的な健康づくり計画である「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を策定し、さらに平成15年5月には「健康増進法」が施行され、「健康日本21」を裏付けする法的基盤が整備されました。

県においても、平成13年7月に「健康実現えひめ2010」を策定し、市町においては、地域特性、住民の生活実態に即した健康づくり活動の支援や健康情報の収集・提供の確立が求められています。

このような中、本市では、国民健康保険をはじめ、保健事業の実態から健康課題の分析結果に基づき、達成状況を評価するための具体的目標や実践例を掲げた、「健康づくり計画」を策定しました。

今後はこの計画に基づき、市民自らの健康を保持・増進する意識の高揚と自主的な活動の促進を基本に、総合的な健康づくりを進めていく必要があります。

一方、本市の医療機関は、一般病院が4院(うち2院は市が経営主体)、一般診療所が44院、歯科診療所が17院ありますが、隣接地域の基幹病院、市内医療機関との連携を強化し、機能分担による高度な医療ニーズへの対応が課題です。また、救急医療においても休日・夜間急患センター、病院群輪番制、診療科目の拡充などの体制強化が必要です。

また、国民健康保険診療所については、それぞれの地区で市が運営していますが、経営状況は厳しいうえ、医師の確保が重要な課題となっています。

ニーズ
【needs】
必要。要求。需要。

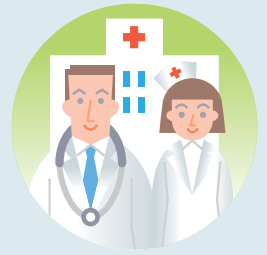
医療施設の状況（平成17年4月1日現在）

（単位：院、床、人）

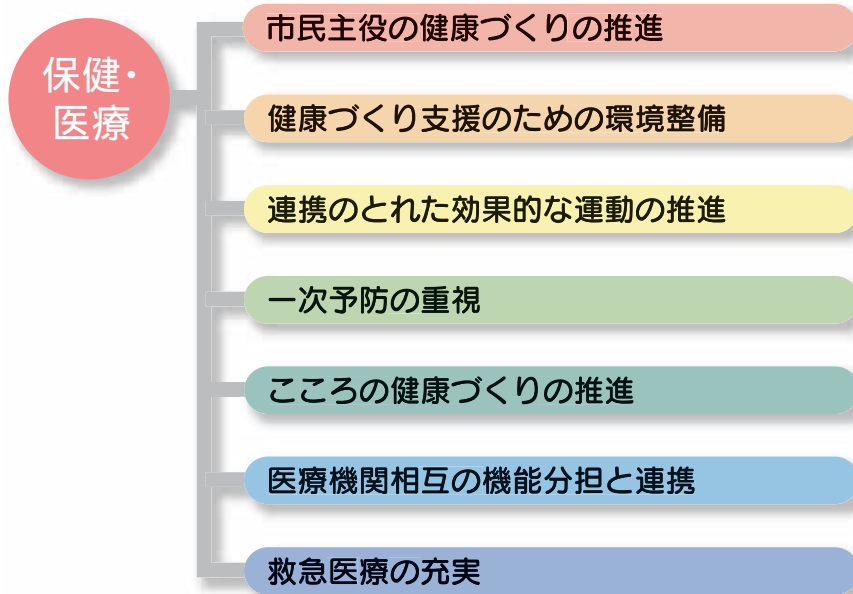
	医療施設数				許可 病床数	人口10万人 当たり		医師 数	歯科 医師数	人口10万人 当たり	
	病院	一般 診療所	歯科 診療所			病院・ 診療所 数	歯科 診療所 数			医師数	歯科 医師数
明浜地区	6	-	6	-	-	133.4	-	4	1	88.9	22.2
宇和地区	26	2	16	8	249	100.2	44.5	27	8	150.3	44.5
野村地区	13	1	8	4	155	84.4	37.5	16	7	150.1	65.7
城川地区	6	-	5	1	12	110.0	22.0	2	1	44.0	22.0
三瓶地区	14	1	9	4	60	113.2	45.3	10	4	113.2	45.3
合計	65	4	44	17	476	103.2	36.6	59	21	126.9	45.2

資料：医療施設動態調査、医療関係者の届出及び調査。

注：医師数は平成16年12月31日現在。



計画の体系



計画の内容

（1）市民主役の健康づくりの推進

健康づくりは、市民自らが主体となり「自分自身の健康度を高める」ことが大切です。市民一人ひとりが自分の身体の状態を把握し、身の回りの健康づくり資源を活用しながら、自らの健康を保持・増進していくことができるよう、啓発活動や教室・講座・イベント等、あらゆる機会を通じて自らの健康を保持・増進する意識の高揚と、主体的な健康づくり活動の促進を図ります。

イベント
催し物。行事。

(2)健康づくり支援のための環境整備

生活習慣を改善し健康づくりに取り組もうとする個人を、社会全体で支援していく環境を整備することが不可欠です。行政機関をはじめ、健康づくりに携わる様々な関係者が、その特性を生かし連携することによって、個人の健康づくりを総合的に支援します。

(3)連携のとれた効果的な運動の推進

個人の選択を基本とした、市民の主体的な健康づくりを支援していくためには、的確な情報提供が重要です。インターネット 等による情報伝達や、集団・個別健康教育等、身近な保健事業を十分に活用しながら、きめ細かな情報提供を推進します。

(4)一次予防の重視

従来からの健(検)診による早期発見と治療という疾病対策にとどめることなく、健康の保持・増進と疾病の発生を予防するため、積極的に「一次予防」に取り組めます。

(5)こころの健康づくりの推進

健康教育、健康診査等を活用して、こころの健康に関する正しい知識や情報の普及、こころの健康相談に努めるとともに、関係機関と連携して、市民の仲間づくり、閉じこもり予防、生きがいづくり等の支援に努めます。

(6)医療機関相互の機能分担と連携

隣接地域や市内医療機関相互の機能分担と連携、施設の整備充実等を進めながら、地域医療体制の強化に努めるとともに、中核となる医療機関の確保については、マスタープランの策定や市民ニーズ を反映させるための調査・研究などを進めながら、そのあり方を市民参画 のもとで検討します。

(7)救急医療の充実

現在行われている救急医療体制の充実、病院群輪番制・診療科目の拡充など、関係団体等と調整を図りながら一次救急・二次救急医療の体制強化に努めます。

インターネット

【Internet】

個々のコンピューター通信ネットワークを相互に結んで、世界的規模で電子メールやデータベースなどのサービスを行えるようにした、ネットワークの集合体。

ニーズ

【needs】

必要。要求。需要。

参画

事業・政策などの計画に加わり、一緒に計画を立てること。

主要事業

健康づくり計画の推進

医療費の適正化の推進

地域医療の充実・強化



8 子育て支援

現状と課題

本市では、子育て支援をはじめとする少子化対策の推進が重要な課題となっており、子どもたちが健やかに成長できるように、「妊娠・出産・子育て・思春期の子ども」と広い範囲を視野に入れ、心と体の健康づくりの支援や、地域全体で子どもたちを育てるという意識を持ったまちづくりをしていく必要があります。

このため、次世代育成支援地域行動計画 等に基づき、妊娠・出産・子育てに関する相談・正しい知識や情報の提供、子どもの発育や病気の予防・早期発見・育児支援のための乳幼児健診、乳幼児虐待の要因でもある若年層の望まない妊娠・出産を防ぐための思春期からの性教育など、関係機関と連携して、多角的に子育てを支援していくことが望まれます。

また、働きながら安心して子育てができるよう、利用者のニーズにあった保育所・児童館の運営の充実や、地域全体で子育て家族を支援するネットワークにより、心豊かな子どもたちを育てるまちづくりを進めていくことが必要です。

保育所の状況（平成17年4月1日現在）

	明浜地区	宇和地区	野村地区	城川地区	三瓶地区	合計
公立保育所（箇所）	2	2	1	2	3	10
うち公立認可保育所（箇所）	2	2	1	2	3	10
民間保育所（箇所）	-	7	-	-	1	8
うち民間認可保育所（箇所）	-	7	-	-	1	8
定員（人）	90	535	120	135	250	1,130
入所園児数（人）	87	537	121	125	161	1,031

資料：福祉行政報告例。

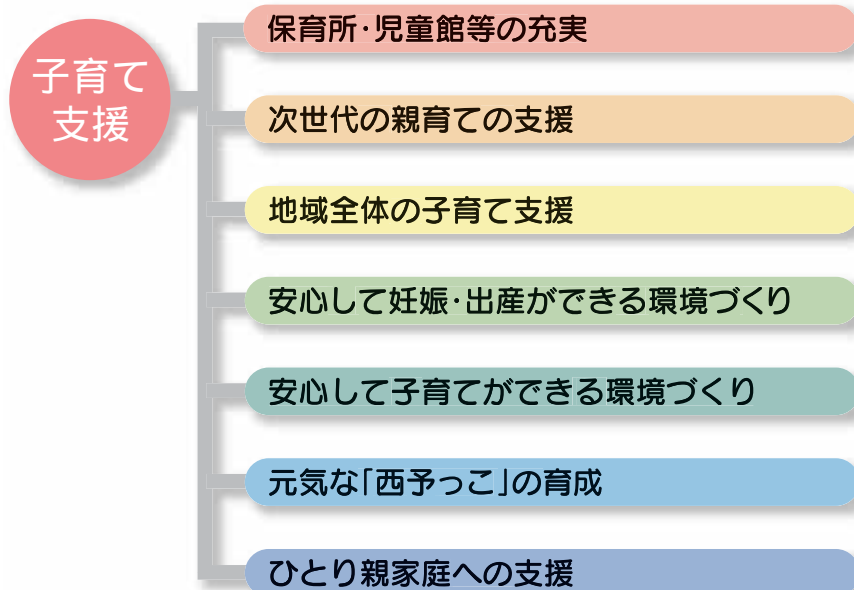
注：幼稚園の状況は第3章・1学校教育に掲載

次世代育成支援地域行動計画

少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取り組みを推進することを目的とする国の10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」において地方公共団体に策定が義務付けられた計画で、これまでにあった子育て支援計画の内容を包含する計画。

この計画は、次世代を育む若い世代の支援を含む広義での「子育ての社会化」を目指すものであり、あらゆる行政施策を子育て・子育て環境の側面からとらえ直し、統合化した行動計画とすることとされている。

計画の体系



計画の内容

(1) 保育所・児童館等の充実

夫婦共働きや核家族化など生活スタイルの多様化に伴い、延長保育や一時保育、学童保育の拡充など利用者のニーズ に合った保育所・児童館等の運営充実を図ります。

(2) 次世代の親育ての支援

若い世代に、子どもを産み育てる意義の学習や、子育てに積極的な父親像の啓発を進めるとともに、保育士や保健師等による個別の事業や育児相談の実施、講演会をはじめとする様々な行事の開催など、子育てに奮闘する父母を育成・支援します。

(3) 地域全体の子育て支援

核家族化や少子化に対応して、子育てしやすい地域社会を創造するため、地域住民、ボランティア、NPO、企業など、それぞれの立場から子育て支援の取り組みができるよう環境の整備を進めます。

ニーズ

【needs】
必要。要求。需要。

ボランティア

【volunteer】
自発的に事業に参加する人。特に、社会事業活動に無報酬で参加する人。篤志奉仕家。

NPO(民間非営利組織)

「Non-Profit Organization」の略。「非営利団体」「非営利組織」と訳される。政府や自治体も「非営利組織」と考えられるため、行政機関ではないということを明確にするために「民間非営利団体」と訳すこともある。元々は米国で非営利団体全体を指す言葉として使われていた。日本では市民活動団体やボランティア団体を指す場合に用いられることが多いが、一般的に、利益を追求しない団体の総称になる。

(4) 安心して妊娠・出産ができる環境づくり

安心して出産するための正しい知識や情報が取得できるよう、母親だけでなく父親も利用できる相談の場や学べる場を提供します。



(5) 安心して子育てができる環境づくり

子育てに関する知識や情報が得られ、育児する仲間が集い、情報交換や励ましあえる場を提供するとともに、子どもの発育・発達、病気の予防・早期発見のための乳幼児健診や育児相談を実施し、子どもたちが健やかに成長できるようサポートします。

(6) 元気な「西予っこ」の育成

小児生活習慣病を予防するための教室や、子どもの食環境の整備に努めるとともに、学校と連携し、思春期の子どもたちが健全に成長できるよう、いのちの大切さ、生や性について学ぶ機会を提供します。

(7) ひとり親家庭への支援

母子・父子家庭などひとり親家庭が自立し、安定した生活を送れるよう関係機関と連携し、適切な相談・指導に努めるとともに、各種制度の周知と利用促進に努めます。

主要
事業

ニーズにあった保育サービスの充実

子育て教育・情報提供の推進

子どもの健全育成の支援



SEIYO

SEIYO



9 障害者福祉

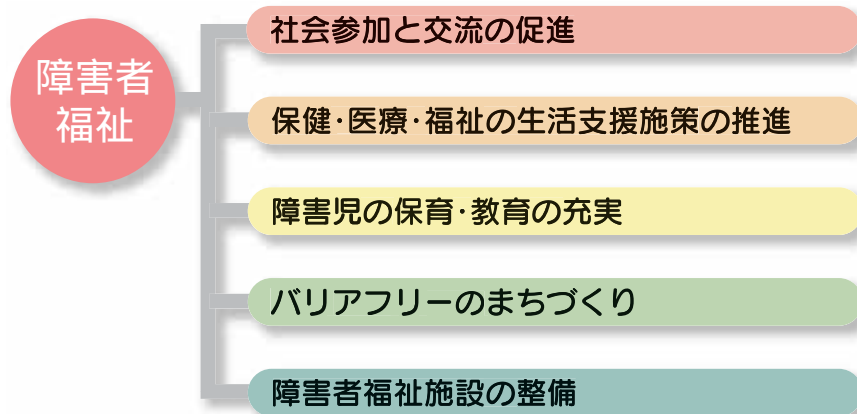
現状と課題

平成17年4月1日現在、本市の身体障害者手帳所持者は2,490名、療育手帳所持者は409名、精神障害者保健福祉手帳所持者は114名で、年々増加傾向にあり、同時に障害者の重度・重複化や介護者の高齢化も進んでいます。

障害者に対する援護については、障害者基本計画・障害福祉計画の策定のもと、障害を持つ人も地域の中で普通に暮らせる社会が正常であるという「ノーマライゼーション」の考えを基本にして、在宅・地域で生活・活動ができるよう、障害者の自立支援、教育の充実、雇用・就業の促進、生活環境・社会環境の改善を図ることが課題です。

また、障害者関連施設は、知的障害者施設が7か所、精神障害者施設が2か所ありますが、身体障害者の施設がないため、ニーズに応じた施設の整備充実が必要です。

計画の体系



ノーマライゼーション

【normalization】(「正常化」の意)
社会において、障害者や高齢者等を特別な存在として見るのではなく、健常者とともにノーマル(普通)な生活を送ることのできる社会こそ普通の社会であるという考え方。社会福祉の基本理念として国際的に定着している。

計画の内容

(1) 社会参加と交流の促進

障害の有無にかかわらず、障害者と健常者がお互いを理解尊重し、支え合う共生社会を目指すため、企業、NPO 等民間団体との連携による啓発活動や、情報ネットワークの構築・利用を推進します。

(2) 保健・医療・福祉の生活支援施策の推進

障害者一人ひとりのニーズを的確に把握し、それぞれの特性に応じた支援ができるよう、保健・医療・福祉が連携をとり、在宅サービスの充実、医療体制の確保、経済的自立支援、権利擁護等総合的な支援に努めます。

(3) 障害児の保育・教育の充実

子どもが持つ能力を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立するための基礎・基本を身につけるため、乳幼児期から学校卒業まで一貫した指導・訓練・教育ができるよう支援に努めます。

(4) バリアフリーのまちづくり

障害者が地域において自立し安全で安心して生活できるよう、住宅、公共施設、交通等のバリアフリー化を図ります。

(5) 障害者福祉施設の整備

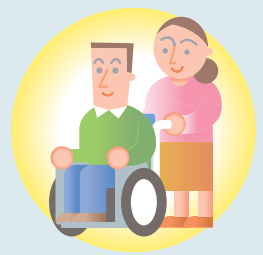
市内では、身体障害者(児)施設がないため、障害者の日常生活を支援できる利便性の高い施設整備を図り、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として活用します。

主要事業

障害児の保育・教育の充実

障害者の自立支援施策の推進

障害者福祉施設の整備



NPO(民間非営利組織)

「Non-Profit Organization」の略。「非営利団体」「非営利組織」と訳される。政府や自治体も「非営利組織」と考えられるため、行政機関ではないということを明確にするために「民間非営利団体」と訳すこともある。元々は米国で非営利団体全体を指す言葉として使われていた。日本では市民活動団体やボランティア団体を指す場合に用いられることが多いが、一般的に、利益を追求しない団体の総称になる。

ニーズ

【needs】
必要。要求。需要。

バリアフリー

【barrier free】
「障壁のない」の意
建築設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮をすること。



10 国保・年金・生活保護

現状と課題

本市の国民健康保険は、景気低迷の影響でリストラが進み、健康保険組合等の被用者保険から国民健康保険に加入する被保険者の増加や、国保税の収納率の低下、高齢化による受診の増大、医療の高度化による医療費の増加等が目立ってきており、滞納への対策強化や医療費の適正化が課題になっています。

また、国民年金も、収納率の低下が懸念されており、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、社会保険事務所との協力・連携のもと、収納率の向上を図る必要があります。

生活保護については、被保護世帯の過半を高齢者世帯が占めているため、高齢者世帯に対する処遇の充実が引き続き重要な課題です。

生活保護世帯数の推移

(単位：世帯)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
明浜地区	43	45	43	46
宇和地区	68	71	59	66
野村地区	45	47	47	51
城川地区	13	14	12	12
三瓶地区	39	41	41	42
合計	208	218	202	217

資料：福祉事務所調。

計画の体系

国保・年金
・生活保護

国民健康保険税の収納率の向上

医療費の適正化

国民年金保険料の収納率の向上

低所得者への支援

リストラ

【restructuring】
構造を改革すること。特に、企業が不採算部門を切り捨て、将来有望な部門へ進出するなど、事業内容を変えること。企業再構築。

被用者保険

いわゆるサラリーマンを対象とする社会保険制度のこと。

計画の内容

(1) 国民健康保険税の収納率の向上

未申告者への申告指導による保険税の適正な賦課や、国保資格の得喪届けの勧奨手続きと遡及適用の実施の徹底、納税相談の充実や、悪質な滞納者への差し押さえなどの滞納処分の強化を図ります。

(2) 医療費の適正化

レセプト 点検体制の充実のもと、レセプトの一括管理と医療費の分析による重複受診者などの訪問指導体制の整備を図るほか、健康づくりや健康指導などの一次予防を中心とした保健事業の実施を図ります。

(3) 国民年金保険料の収納率の向上

低所得者の被保険者に対する保険料の免除制度の周知を図るとともに、国民年金の資格取得時における保険料の納付督促・口座振替・前納の促進を図ります。

(4) 低所得者への支援

低所得者が自立し、健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、関係機関や民生・児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実に努めるとともに、生活保護制度等の適切な運用に努めます。

主要事業

国保・年金収納率向上対策の推進

医療費の適正化の推進(再掲)

低所得者の自立支援対策の推進



レセプト

【独 Rezept】「処方箋」の意
健康保険組合などに対し医療機関が請求する診療報酬の明細書。